17 解約（退去する際）の通知について

中途解約を希望される場合は、賃貸借契約または重要事項説明書に記載された解約通知期限まで（通常１～２ヶ月前・契約によって異なる）に、オーナーまたは管理会社へ書面にてご通知ください。通知期限を過ぎている場合は、通知日の翌日以降１～２ヶ月分の賃料など（契約書に記載されたもの）をお支払いいただく場合があります。

解約通知を行う際のご注意

解約通知を行う手順

1. **解約日を決定してください。**
2. **オーナーまたは管理会社にご本人からご連絡ください。**
3. **オーナーまたは管理会社から解約の説明を受けて下さい。**
4. **書面を郵送またはご持参ください。**

- 解約日がはっきりしない場合や、ご本人からの連絡でない場合、電話での受付はできません。
- **郵送後、未配達トラブルの恐れがありますので、必ず解約通知先へお電話にて受け取り確認を取ってください。またはご自身にて配達記録郵便（郵便物の引き受けと配達のみを記録するもの）などをご利用ください。**
- 管理会社から退室日時などの説明があります。
- 解約通知後の変更は認められません。

退去される際のご注意

- 退去時には室内に一切の荷物を残さないでください。
- 引っ越しの際に出る不要の家具、自転車、ゴミ・ダンボールなどの大型ゴミに関しては、事前に市区町村の清掃局に出す日時と出し方をお問い合わせのうえ、必ず退去時までに処分して下さい。
- バイクなどの車両は、専門業者に確認して、退去時までに処分してください。
- 大型ゴミを残されて退去された場合は、高額な費用が発生する場合があります。
- インターネット関連設備（モデム・ルーターなどご自身で設置されたもの）を撤去し、通信会社への変更・解約についてはご自身で連絡を取ってお手続きください。
- 入居時にお渡ししたすべての「鍵」を必ずご返却下さい（コピーキーも含みます）。
- 室内備品の取扱説明書もご返却ください。
- エアコン、ガスコンロ、照明器具など、お客様ご自身で設置されたものは忘れず撤去してください。。
- 銀行・郵便局での家賃・火災保険・公共料金などを自動送金・引き落としされている方は契約先にご連絡いただき変更・解約してください。
- 荷物の搬出の際には、共用部分および室内の床、壁を養生するなどして、建物を損傷しないように、くれぐれもご注意ください。